# 小値賀町指定ごみ袋 仕 様 書

# 1. 事業の名称等

番 号 6 值建備第4号

名 称 小値賀町指定ごみ袋購入事業

納入場所 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1 小値賀町役場 建設課

納入期限 契約締結後 100 日間

# 2. 購入内訳

種類	購入予定数量	箱数
①燃えるごみ用袋(大)	50,000枚	100箱
④燃えないごみ用袋(大)	10,000枚	20箱

## 3. 規格

燃えるごみ用

透明袋 L.Dポリ

(大)  $700 \times 800 \times 0.035$ ( $500 \times 800 \times 0.035$ ) まち付きサイズ まち付き(結び目) のある袋

燃えないごみ用

透明袋 L. Dポリ

(大)  $700 \times 800 \times 0.04$ ( $500 \times 800 \times 0.04$ ) まち付きサイズ まち付き (結び目) のある袋

- 4. 各指定袋品質等 ①品 質 日本工業規格 Z 1702-1994の規定3 (1種A)以上とすること。
  - ②袋の外観 日本工業規格 Z 1702-1994の規定7.1以上とすること。
  - ③袋の性能 日本工業規格 Z 1702-1994の規定7.2以上とすること。
  - ④その他 日本工業規格以上とすること。

### 5. 各指定袋印刷内容

燃えるごみ袋・・・「燃えるごみ用」と記載すること。

具体的なものとして、生ごみ、木くず、布類、皮革類、紙くず(雑誌を含む) プラスチック製品、ゴム製品等を記載すること。

文字等の色については、黒色とする。

レイアウトについては別添のとおりとし、詳細については双方協議して決定するものとする。

詳細の協議は契約締結後、1週間以内に開始することとする。

燃えないごみ袋・・「燃えないごみ用」と記載すること。

具体的なものとして、埋立ごみ(ガラス、コップ、哺乳びん、陶器類、飲料用以外のびん、花瓶、化粧びん、茶わん、植木鉢、割れた電球等) 文字等の色については、**緑色**とする。 レイアウトについては別添のとおりとし、詳細については双方協議して決定す るものとする。

詳細の協議は契約締結後、1週間以内に開始することとする。

# 6. 包装及び梱包

燃えるごみ袋はサイズ別に10枚単位で外装袋1袋(1枚づつ出しやすい方法で) 燃えないごみ袋はサイズ別に5枚単位で外装袋1袋(1枚づつ出しやすい方法で)

外装袋 燃えるごみ袋1袋(10枚)× 50組

1梱包(段ボール箱)

外装袋 燃えないごみ袋1袋(5枚)×100組

1梱包(段ボール箱)

#### 7. 外装袋

指定ごみ袋10枚を梱包する外装袋は次のとおりとする。

- 材質 L. Dポリ (ミシン目で取り出し口を作る)
- (2)規格 外装は、1/8折5枚・10枚入を1組とするサイズ。
- (3) 印刷 外装に直接、別添のとおり印刷する。

#### (共涌事項)

- ア. 品質表示(家庭用品品質表示法に基づく表示)をし、寸法、厚さについてはそれぞれ の指定ごみ袋の規格を表示すること。
- イ. レイアウトについては別添のとおりとし、詳細については双方協議して決定するもの とする。

## 8. 梱包箱(段ボール)サイズ規格

袋の種類		奥行寸法 (mm)	横寸法 (mm)	高さ (mm)
燃えるごみ用	(大)	470	310	220
燃えないごみ用	(大)	470	310	220

- ア. 梱包する場合に隙間が生じるような場合は協議して決定するものとする。
- イ.レイアウトについては別添のとおりとし、詳細については双方協議して決定するものとする。

#### 9. 納品期日

納期は契約締結後100日以内とする。

#### 10. 納品場所

小値賀町役場 建設課 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1

#### 11. その他

- (1) それぞれのごみ袋1枚の単価には、梱包代、運搬代等すべての費用を含むものとする。
- (2) 使用インクは環境を汚染するおそれのある、カドミウム、鉛、水銀、総クロム等の有害な重 金属類を含まないものを使用すること。
- (3) 受注者は納品までには当仕様書に沿う製品であることを、工業化標準化法に基づく指定検査 機関又は食品衛生法に基づく登録検査機関が内容を証明した書面を提出すること。 なお、費用は受注者の負担として納品数には含まないものとする。
- (4) 納品された製品が本仕様書の規格に満たない場合は不良品扱いとし、契約期間終了後であっ

ても受注者の責任において速やかに交換すること。

- (5) その他詳細については、担当課と協議する。
- (6) 上記2の数量については、予定を示したものであり、増減が生じても意義の申し立てをしてはならない。